

いつもお世話になります。

ちよこつと通信を発行して無事 100号を迎えることができました。

最初は、「まね」から入った通信でしたが、先人の言葉をお客様の助言により手書きとし、少しずつ改良して今の形となりました。3分で目が通せることをモットーに今後も発行したいと思います。今月もよろしくお願いいたします



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

正しいあいさつは、  
いい仕事への第一歩。

宇津木妙子（ソフトボール女子日本代表監督）

不遇はナイフ

不遇はナイフのようなものだ。  
ナイフの刃をつかむと  
手を切るが、  
柄をつかめば役に立つ。



～元気手帳③より～

## 今月のいろいろ「掲示板」

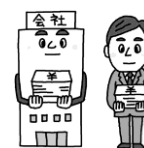
### 【ちよこつと通信 100号 & 事務所 10周年記念】

10月1日に10周年を迎えることができました。ひとえに皆様方の温かいご支援とご指導の賜と、心より厚く感謝申し上げます。「中小企業を笑顔に！」という思いで今後ともお役に立てるように精進して参ります。また、平成24年5月から発刊したちよこつと通信も100号を迎えることができました。ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



# 知っところ！「税務のマメ知識」

## 持続化給付金の収益計上時期



経済産業省によれば、本年9月28日までに、中小企業等に給付された「持続化給付金」は、約340万件（約4.4兆円）にのぼるといいます。その持続化給付金の収益計上時期は、「支給決定日」の属する事業年度となります。

給付金の収益計上時期は、あらかじめ“経費支出の補填”を目的に給付された給付金であるか否かで異なることになってます。例えば、雇用調整助成金は、休業手当という“経費支出の補填”の性格があるため、給付原因（＝休業等）の事実があった日の属する事業年度で収益計上することが原則です。事業年度末時点で具体的な給付額が未確定の状態でも、見積計上が必要となります。

一方で、“経費支出の補填”の性格がない給付金は、「支給決定日」の属する事業年度に収益計上します。持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響で打撃を受けた中小企業等の事業全般に広く使えるため、“経費支出の補填”の性格がない給付金だといえます。

この点、経産省から送付される支給決定通知等には、「支給決定日」の記載はなく、受給者側で、持続化給付金の具体的な「支給決定日」を把握することは困難です。また、持続化給付金は、支給決定通知が**届く前**に“入金”されることが一般的です。

こうした持続化給付金の支給形態等を踏まえると、少なくとも、“入金日”と“支給決定通知が届いた日”には、経産省側で「支給決定」しているものと考えられるため、両日のいずれか早い日の属する事業年度に収益計上することになるようです。

持続化給付金は、入金日から数日後に支給決定通知が届くことが多いようで、両日が異なる事業年度となるケースは稀といえます。

引用；週刊税務通信 3624号

## 事務所あれこれ日記

【山田さんの誕生日をお祝いしました】

9月は山田さんの誕生日でした。3人姉妹の末っ子の山田さんはよく言う、女兄弟末っ子のイメージ通りです。みなさんにはお見せしていないかもしれない楽しい引き出しがいっぱいあります。笑是非、引き出してみてください。(兒玉)



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

